

第5回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和8年8月3日（月）9時25分～10時44分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、安藤委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長、
清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

（1）鳥取県最低賃金の改正審議

（2）その他

5 資料目次

（1）全国・中国地方県庁所在地別総合指数

（2）鳥取市10大費目指数

（3）最低賃金基礎調査結果にみる最低賃金額帯の労働者数及び割合の推移

机上配布資料

（1）連合リビングウェイジとは

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 おはようございます。皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

ただ今から第5回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は委員全員が出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

本日の専門部会も公開としており、9名の傍聴人の方がお見えになっております。傍聴者の方々にはお配りしております注意事項に従っていただきますようお願いいたします。

これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。第5回の専門部会を始めていききたいと思います。

議事の1つ目、鳥取県最低賃金の改正審議について、追加資料の説明を事務局から願います。

〔資料説明〕

○清水賃金室長補佐 資料ナンバー3、5ページは、第4回専門部会で使用者側の西村委員から依頼のあった資料です。この資料は、過去5年間の最低賃金基礎調査結果から見た最低賃金額帯の労働者数とその割合及び基礎調査実施年度において最も労働者が多い賃金額帯の労働者数と割合、いわゆるボリュームゾーンを示した表になります。なお、最低賃金額とその労働者数、割合は、セルを黄色に色づけしており、最低賃金額の労働者数とボリュームゾーンが同じところは朱書きにしております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今説明していただいた資料について、質問、意見はありますでしょうか。

西村委員、お願いします。

○西村委員 資料の作成、ありがとうございました。最後に説明いただいた資料3を見させていただくと、やはり切りの金額というのは、使用者側も使いたい金額になるため、令和6年では、900円で働く労働者が多く、今年は、1,030円で働く労働者が多くなっており、最低賃金のところがいわゆるボリュームゾーンになっているというのはすぐ分かります。それを踏まえたとしても、最低賃金のところがボリュームゾーンになっていない年がこれだけあるということ、特に直近の令和8年に至っては、1,030円に張りつ

いている割合が、ほかの年と比べてもかなり突出して高いということは見てとれます。そのため、直近5年でいくと今が一番苦しいのだろうと御覧いただけると思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側、何かありますか。

山下委員、お願いします。

○山下委員 追加資料ということで見させていただきました。最新の労働者の割合が最も高い賃金額で働く労働者は、13.3%であり、確かに人数は多くなっていますが、8割以上の人はここには関わっていません。また、昨年の影響率は、30.2%だったかと思っています。これらにおいて、一定程度、最低賃金よりも高い水準で支払っていることが見てとれると考えております。ただ、今年の改定を目安も含めて、影響率はかなり高い水準になってくると思うため、注視をしなければならないと考えています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

追加の資料で、労働者側から、連合リビングウェイジとはという資料を頂いているため、こちらの説明をお願いいたします。

山下委員、お願いします。

○山下委員 前回、第4回専門部会において、リビングウェイジについての質問等があり、それに補足をするため、分かりやすく書面でまとめて出させていただきました。

日本労働組合総連合会のリビングウェイジとは、労働者が健康で文化的な生活を営むために最低限必要な賃金水準を日本労働組合総連合会が独自に算出しているものです。目的は、健康で文化的な生活、労働力の再生産、社会的体裁の保持ということです。算出方法は、食料品と住居費などの品目を積み重ねるマーケットバスケット方式を採用しています。

さいたま市を基準にしているというお話につきましては、さいたま市は、東京都に近く、交通や日常の買物が便利ということ、通勤に負担がなく、一定の生活時間が確保できる都市であると考えています。また、東京都内に比べて家賃の相場が比較的穏やかであるということ、2003年に初めて調査が行われたときから、同じさいたま市を対象としており、定点観察によるデータの継続性が保てることから、さいたま市を基準としています。

算出したさいたま市の数値を、全国、各都道府県別のリビングウェイジへの換算するに当たり、それぞれの指標を用いて計算をしています。これによって、家賃が突出して高

い東京都や、物価が比較的緩やかな地方都市など、それぞれの実態に即した金額に補正をされます。資料の２枚目、３枚目には、その指標となる数値、各都道府県のリビングウェイジの金額等も付けておりますので、参照していただければと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

労働者側から連合リビングウェイジについて解説をいただきました。何か質問、お気づきになられた点がありましたらお願いします。または、労働者側から補足があればお願いします。

(なし)

先に進めさせていただきます。いよいよ８月になりましたので、専門部会も金額決定に進んでいかなければならないところです。今週末を終えると、１日のみ審議ができる日がありますが、以降は、長期のお休みに入ってしまいますので、できるだけ今週中に結審に向けて話し合いを進めていきたいと思います。

これまでに行った専門部会の内容を一度振り返ってから今日の審議に入りたいと思います。

まず、第１回の専門部会、７月２３日に行いました。通常よりかなり早い日程で行いました。目安のありきでの審議はしないということから、あえて目安の出る前に第１回専門部会を設定させていただきました。これは、昨年、目安の大幅の遅れから審議を停止した審議会があったようですが、鳥取県は停止することなく予定どおり審議を進め、８月８日に結審することができました。ここでの教訓は、目安が示されていないほうが鳥取県の実情に合った審議ができるということでした。ということで、鳥取地方最低賃金審議会及び鳥取県最低賃金専門部会は、目安に縛られた審議はしないという意思表示の意味もあり、この日程を設定させていただいたということです。とはいえ、適正かつ正当な手続を経て示される目安であることから最大限の尊重はするということで、このことについては、昨年、令和７年度の専門部会で丁寧に確認をさせていただきました。また、第１回専門部会では、鳥取県内の労働者の口頭意見陳述により１，７００円から１，８００円の最低賃金が入るに値する生活に必要だということが示されました。しかしながら、現行の１，０３０円からの引上げであると、７００円程度の引上げが必要になってしまうことから、今年度中には不可能であるかなということではありますが、いただいた主張については今後の審議の参考にしたいということでもあります。

目安のない素の鳥取県の労使の金額主張としては、労働者側が1,460円、使用者側が1,041円という金額を示していただいたというのが、これが第1回で、初回であったので大きな隔たりがありました。

第2回専門部会は7月28日に行われました。当初、この日に目安が出るという予定で日程を組んでいたため、この日に本審も開かせていただきましたが、目安は示されませんでした。この日は、令和7年度、全国的に発効日のばらつきが激しく、鳥取県は法定発効により、10月8日発効ではあったものの、11月以降の指定日発効が目立ち、越年発効も6県あったために、発効日について審議をいたしました。労使双方から発効日を動かす必要がないとの主張を受けたため、災害等の緊急事態が起こらない限り、本年度も法定発効として審議を進めることを公労使全会一致で確認をしました。この日は、発効日についてのみ審議をしたため、金額審議は行いませんでした。

第3回専門部会は、7月30日に行われ、この日に目安が出ました。目安が出たため中央最低賃金審議会の公益見解並びに会長のメッセージを確認しました。資料等が多いため、初めて金額を聞いたときにどのような感想を持たれたかについて、それぞれの委員に発言をしていただきました。鳥取県はCランクであるため、56円が目安であるということでした。中央最低賃金審議会の公益見解や会長のメッセージから読み取るに、目安から大きく離れた金額であることや発効日が大幅に遅れることには理由付けが必要であるようです。ただ、目安は拘束するものでないということは毎年繰り返し書かれており、今回、目安以下もあり得るということが追加されていたことから、取りあえず56円なんだなということで、気に留める程度で良いという感じでした。各種調査アンケートをこの日確認したところ、県内の4割以上の方が最低賃金を1,100円にすべきだということが分かりました。公益委員としては、やはり広く公益の代表であるということから、この結果である1,100円という数字は重く受け止めたいということはその日に述べさせていただいたとおりです。

第4回専門部会が7月31日、先週の金曜日に行われました。目安の公表から1日がたち、中央最低賃金審議会の公益見解、会長メッセージ、それぞれの委員の方が深く読み込まれたであろうということから、全ての委員に目安に対する思いを発言していただきました。そもそも目安自体、中央最低賃金審議会の労働者委員、使用者委員が納得の上提示されているものではないということから、到底納得できるものではなく、目安は受け入れら

れないという意見を多くいただきました。結果、目安が受け入れられないということであれば、当然目安どおりの金額で結審ということはあり得ないのではないかとということで、1,030円に56円の目安をプラスした、1,086円で結審することはないのかなということになりました。今後、様々な指標から金額決定をしていくこととなりますが、目安どおりではないということで意見が一致しました。金額については、労働者側が大幅に歩み寄っていただき、先ほど説明のあった連合リビングウェイジの車未保有の場合の1,150円を提示していただきました。現在の提示金額は、労働者側が1,150円、使用者側が1,041円ということで、まだ109円の差が開いているため、これからの5回の審議でこれを詰めていくことになると思います。

昨年は、8月8日、鳥取地方最低賃金審議会及び鳥取県最低賃金専門部会は全会一致で、当時の現行の957円から73円引き上げて1,030円で結審しました。他の地域とは異なり、発効日は法定発効とし、Cランクで最初に結審をさせていただきました。結審当時はかなり高めの金額であると思っていましたが、終わってみればそれほどでもなかったという結果になりました。とはいえ、目安が遅れたり審議が止まったりした他地域と比較して、鳥取県は、例年どおりのスケジュールで、過去一番の引上げ額で、しかも全会一致ということで、非常に多方面から注目をされました。私自身のところに問合せも非常に多くありました。その中でよく聞かれたのが、使用者さん、よく賛成しましたねというのがよく言われました。これには、本当に、使用者側の皆様には感謝いたしております。本当にありがとうございました。ただ、その質問の後に言われる言葉が非常に気に入っておらず、当時、総理大臣と賃金担当大臣がいるので賛成したんじゃないのかということをよく言われました。確かに私が会長になって以来、一度も全会一致はありませんでした。昨年に限ってあったことなので、いつも使用者の皆様には申し訳ないと感じています。そのため、このように勘ぐられるのは仕方ないことなのかもしれませんが、他地域では知事等の圧力もあったということは、広く知られています。しかしながら、鳥取県ではそのようなことはありませんでした。そのため、私はいつも、使用者側委員の皆様には、今回主体的に賛成していただきましたという説明をしています。せっかくなので、使用者側委員から明確にその点について否定をしていただきたいなと思います。

西村委員、お願いします。

○西村委員 今、佐藤部会長がおっしゃったとおり、鳥取県は、我々使用者だけでなく、

公労使が全て我々独自の議論の中で決めていった数字なので、外野からの影響はありませんでした。また、他県との比較、あそこに負けたくない、最下位になりたくないという、本来の法の目的とは異なる圧力も排除した中での議論でした。そのため、議論自体は非常に適切に行われたと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今、使用者側の話をしてしましたが、逆に労働者側がそのレベルでよく納得しましたねという意見も聞かれることがあります。そのため、これについても何か圧力があったのではないのかと言う方がいらっしゃいますので、労働者側も否定をお願いします。

○山下委員 先ほど西村委員からもありましたが、労働者側としても、Cランクで一番最初に73円引上げでの全会一致ということは、何か見えない力が働いているのではないかなというようにお話はいただきました。しかしながら、我々は真摯に鳥取県の公労使の三者で、外部の影響を受けることなく、鳥取県最低賃金の審議において1,030円というものを真摯な議論の上決定したと承知しております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

以上のように、総理大臣や大臣がいるから全会一致をできたんだと思われなように、今年はいなくてもできるんだというところを、ぜひ皆様に見せていただきたいと思います。

本日の金額審議に入ります。まず私と山下委員、西村委員で、打合せをさせていただき、その後に労使双方の金額審議に入っていただきたいと思います。

では、会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、4階小会議室を案内します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 今、山下委員、西村委員と三者で話をいたしまして、本日金額審議を、さらに進めていきたいと伺いました。労使双方15分程度必要ということであるため、会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 労働者側委員は3階労働基準部長室、使用者側委員は4階小会議室を案内します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開したいと思います。

金額について審議をいただきましたので、それぞれ発言をしていただきたいと思います。

使用者側、西村委員、お願いします。

○西村委員 使用者側委員の提示金額は、1,041円のままで変更はございません。その理由を申し上げます。

1つ目の理由です。先日、価格転嫁率のお話しをしましたが、価格転嫁率とは、その文字どおり、実際のコストの上昇分のうち価格転嫁が実現した割合というのが価格転嫁率ですので、これが100%で初めてとんとんということになります。鳥取県の場合、受注側の価格転嫁率が30%台であるため、6割強のコスト増加分については、売った企業が負担をしているという事態が起こっています。単純にそれだけ利益が減ることになるため、原価率が高い場合、売れば売るほど損が出る、しかし、工場を休ませるわけにはいかないので、操業を続けないといけないということも現実に行っている可能性があるのではないかとということです。

最低賃金の話をする上で、特定の企業、いわゆる経営の苦しい企業に注目して議論するというのはよくないことであると理解しています。価格転嫁率が40%を超えている企業もあればそうでない企業もあると思いますが、公になっている数字で、鳥取県全体で、受注側の価格転嫁率が平均で40%もないということは、他県、全国平均と比べても、著しく低いため、最初は堪え切れていたものが、期間が長くなるにつれ、ボディブローのように企業の体力を弱め続けていて、今の状況になっていると読むこともできると思います。

2つ目の理由は、倒産について前回お話ししていますが、倒産した明確な理由はなかなかつかめません。経営が上手でなかった、あるいは後継者がいなかったから倒産した企業も当然あると思います。単純な比較で恐縮ですが、帝国データバンクが2026年の上半期、山陰両県の企業倒産件数を公表しており、負債総額1,000万円以上の法的整理ということでは、鳥取県の倒産件数は19件、前年同期の10件から90%増加し、ほぼ倍になっているというのが直近の状況です。大きな企業の倒産があったため、参考にならないかもしれませんが、負債総額は780.4%、約8倍の大幅増となっています。

鳥根県と比較すると、鳥根県は価格転嫁率トップの項目もあったかと思いますが、前年が18件、今年が21件で、若干増えてはいますが、鳥取県との差は明確です。この差には、先ほどの価格転嫁の状況も、何らかの関係はあるのではないかと感じるところです。

負債総額がとて多くなったという点では、この数字は2012年の上半期以降、最大

のようです。２０１２年に何があったかという、前の年に東日本大震災が起こっており、その影響が鳥取県にも波及してきたのではないかと考えると、それぐらいの大きなイベントが、今、何も起こってない鳥取県で起こっているということになり、かなりのダメージが鳥取県内の企業の中にじわじわと浸透しているのだと思います。

ということで、可能であれば、直近５年ぐらいで、倒産件数、廃業件数がどのような推移をしているのかということが資料として頂戴できればありがたいので、事務局から、参考資料として頂戴できればと思います。

また、倒産や廃業ではなく、米子市の大きな企業で今年工場が閉鎖し、およそ１６０名の職がなくなるという事態が起こっています。鳥取県内で利益が出ていれば、工場を閉鎖する理由はありません。倒産件数、廃業件数では確認できない、鳥取県内の企業の勢いがどのような状況であるのか把握できることも踏まえると、１，０４１円を見直す要素が現状で見当たらないため、１，０４１円ということで据置きさせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今、お話のあった資料について、いつ頃までに事務局は用意できそうですか。

○清水賃金室長補佐 西村委員から依頼のありました倒産件数と休廃業・解散の件数ですが、第１回目の本審資料、第５５６回本審の資料の１０９ページ、資料ナンバー１６、帝国データバンクが出しております休廃業・解散という資料の裏面、１１０ページを御覧いただきますと、下半分に休廃業・解散と倒産の件数の推移があります。鳥取県の休廃業・解散と倒産の件数比較が記載されており、休廃業・解散が黄色のセル、倒産が緑色のセルで、２０２１年から２０２５年まではこちらに掲載されております。

○佐藤部会長 使用者側委員、こちらでよろしいですか。

○西村委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○佐藤部会長 では、こちらを確認いただきます。ありがとうございました。

労働者側、山下委員、お願いします。

○山下委員 結果から言いますと、先日、金曜日に、リビングウェイジ車保有なしということで、１，１５０円を提示をさせていただきましたが、労働者側としても、この数字を主張していきたいという結論です。

改めて、金曜日に提示をさせていただいた資料を基に、意見を述べさせていただきたいと思います。金額提示について、いわゆる３要素における労働者の生計費ですが、鳥取市

は、消費者物価指数の総合で1.76%昨年から上昇しています。昨年に比べれば少し鈍化していると言わざるを得ませんが、ガソリン暫定税率の廃止、各種政策により一定程度押し下げられていると考えています。

食料品については、4.3%と高くなっており、2026年の上半期だけで1万品目以上の食料品が値上げされました。また、8月1日から1,898件の品目が値上げをされたと報道されています。最低賃金近傍で働く労働者にとって、生計費というのは厳しいと言わざるを得ないと思います。

賃金について、現行の1,030円を月額換算すると、157時間を掛けて、16万1,710円になります。これを可処分所得で換算すると13万500円となり、生活保護費との整合性も加味していかなければならないと思っています。生活保護費は、今鳥取県内で一番高いのが鳥取市の10万4,930円という数字が自動計算サイトを用いると試算できます。自動計算サイトの数字であるため、正確なものかはわかりかねますが、可処分所得額との差異は2万5,570円となります。働いているという付加価値を考えると最低賃金を引き上げていく必要があると考えております。

日本労働組合総連合会の春季生活闘争のまとめでは、日本労働組合総連合会鳥取連合会の傘下の組合で4.61%と示され、3年連続で高い水準で賃上げがされています。有期・短時間契約者の労働者の時間給の引上げ率の概算は、6.18%の引上げとなっており、今年も賃上げの動きが盛んであると捉えていかなければならないと考えております。

最後に、通常事業の賃金の支払能力についてです。先ほど西村委員もありましたが、このことは、個々の事業の支払能力ではなく、地域においての正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる支払能力であるということを基に考えています。それを考えたときに、求人における募集賃金が一定程度の指標になるのではないかと、先週の日曜日に提示しております。パートタイムの労働者1求人当たりの募集賃金の下限額、こちらが1,097円、第556回の最低賃金審議会の資料では、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金平均額で1,143円、これを見る限り、通常事業の賃金の支払能力というのは一定程度確保されていると判断しています。

以上で、3要素をもって労働者側として日本労働組合総連合会が定めるリビングウェッジ1,150円を主張したいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございました。

今、双方金額の主張とその根拠について伺いました。双方から相手方に対して質問、意見がありましたらお願いします。

花原委員、お願いします。

○花原委員 社会保険料の会社負担について、説明させていただきたいと思います。社会保険は大体15%。労働関係は、賞与や給与の総額に対して出ますが、事業主負担が1000分の8.5、業種によって1000分の2.5から1000分の8.8まで移動しますが、大体1.15%の負担になります。これは、40歳以上の介護保険に該当する人という条件付きですが、両方合わせて大体16%の負担となります。それに当てはめると、仮に目安どおり56円で決まると、65円の負担になるということです。60円にすると、70円、去年の73円アップでは、会社負担が84円となります。このように、決定額の1.16倍の会社負担が出てくるということを頭の中に入れておいていただきたいと思います。今後最低賃金が上がっていき、400円ぐらい上がってくると、社会保険料も含めた一人当たりの負担額が今よりも100万程度増えてしまいます。つまり、10人の従業員がいる会社では、年間1,000万負担が出るということも頭の隅に置いてください。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

そのほかありますか。

(なし)

提示額は、前回と変わらず、労働者側が1,150円、使用者側が1,041円です。109円という大きな差が開いているということです。また次回以降、これを詰められるかどうか考えていただければと思います。

次回までに色々な資料等を読み込んで、新たな金額の提示をしていただければと思います。

議事の2番目、その他について、何かありますか。

○清水賃金室長補佐 次回、第6回専門部会は、明日、8月4日火曜日の9時半からこちらの会場で行います。以上です。

○佐藤部会長 明日以降、よろしくお願いいたします。気温等が高いですから、熱中症等に気をつけてお過ごしください。今日はどうもありがとうございました。